

会議録（概要）

会 議 名	令和7年度 第1回愛西市権利擁護支援連携協議会
開 催 日 時	令和7年8月20日（水）午後2時40分から午後3時40分
開 催 場 所	愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室1・2
出 席 者	服部一将、浅井佐智子、黒田敬、三和田篤、青木聡子、竹田晴幸、吉川明宏、（オブザーバー）長谷川和秀
欠 席 者	
協 議 事 項 等	<p>●協議事項</p> <p>（1）委員長の選出及び副委員長の指名について</p> <p>（2）中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について</p> <p>①令和6年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況</p> <p>②令和7年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施計画</p> <p>③成年後見制度市長申立案件の経過</p> <p>④愛知県が実施する市民後見人等養成事業</p> <p>（3）情報提供 海部地域消費生活センター</p>
公開/非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍 聴 人 の 数	0人
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱 ・ 愛西市権利擁護支援連携協議会出席者名簿 ・ 資料1 愛西市権利擁護支援センター令和6年度相談対応実績 ・ 資料2 愛西市権利擁護支援センター令和6年度広報活動実績 ・ 資料3 令和7年度愛西市における権利擁護の中核機関及び権利擁護支援センター事業について ・ 資料4 愛西市権利擁護支援センター令和7年度相談対応実績 ・ 資料5 成年後見制度市長申立案件の経過について ・ 資料6 令和7年度愛知県市民後見人等養成研修
審 議 経 過	別紙のとおり

愛西市権利擁護支援連携協議会 委員

役 職	氏 名	推 薦 母 体	備 考
委 員 長	服部 一将	愛知県弁護士会	
副委員長	浅井 佐智子	リーガルサポート愛知支部	
委 員	黒田 敬	愛知県社会福祉士会	
委 員	三和田 篤	認知症疾患医療センター七宝病院	
委 員	青木 聡子	佐屋苑地域包括支援センター	
委 員	竹田 晴幸	社会福祉法人百千鳥福祉会	
委 員	吉川 明宏	コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部	

愛西市権利擁護支援連携協議会 オブザーバー

役 職	氏 名	推 薦 母 体	備 考
次席書記官	長谷川 和秀	名古屋家庭裁判所	

事務局

役 職	氏 名	備 考
保険福祉部社会福祉課 課長	水野 裕公	
保険福祉部社会福祉課 課長補佐	柘植 佐知子	
保険福祉部社会福祉課 主査	藤本 貴志	
保険福祉部高齢福祉課 課長	八木 久美子	
保険福祉部高齢福祉課 主事	浮貝 将成	
産業建設部産業振興課 主査	林 茂樹	
海部地域消費生活センター事務局 主事	前川 雄二	
権利擁護支援センター 専門相談員	稲穂 宏紀	欠席
権利擁護支援センター 専門相談員	小西 ひなこ	
愛西市社会福祉協議会 在宅サービス課長	酒井 真	
愛西市社会福祉協議会 専門相談員	佐藤 和子	重層的支援体制整備事業担当

審議経過

発言者	内容（概要）
社会福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の公開、傍聴人の報告 ・ 出席者の報告 ・ 委員、アドバイザーの紹介
社会福祉課長	1. あいさつ
各 委 員	2. 自己紹介
事 務 局	3. 協議事項
	<p>（1）委員長の選出及び副委員長の指名について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱第5条第2項により、委員長は、委員の互選により選出する旨を説明。 ・ 委員より委員長は「服部一将委員」をお願いしてはどうかとの発言があり、委員賛同により、服部委員が委員長に就任となった。 <p style="text-align: center;">（服部委員長 あいさつ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長から副委員長には、「浅井佐智子委員」を指名する旨の発言があり、浅井委員が副委員長に就任となった。 <p style="text-align: center;">（浅井副委員長 あいさつ）</p>
委 員 長	これより愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱に従い、議事を進めさせていただきます。
委 員 長	<p>（2）中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について</p> <p>それでは、お手元の会議次第により議事を進行させていただきます。</p>
事 務 局	<p>（2）「中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	資料1から資料6について説明
委 員 長	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
副 委 員 長	市民後見人についての質問ですが、令和6年度は4名が研修を修了されたとのことでしたが、修了者は今後市民後見人として活躍される可能性はありますか。
事 務 局	市民後見人をサポートできるバックアップ体制が整えられた段階で後見業務が担えると考えています。

事務局	<p>市民後見人として活躍ができるまでは、事業計画にありますとおり市民後見人等養成研修修了者の人材登録をし、権利擁護支援に関する講演会や研修などの情報提供などをしてフォローアップを続けたいと考えます。</p>
副委員長	<p>資料1に成年後見制度申立件数、親族申立10件とありますが、このうち、親族が後見人等に選任された例はありますか。</p>
事務局	<p>障害のある子どもの後見申立をきょうだいをお願いしたいという親からの相談が数件ありました。親族申立も第三者をお願いしたいという場合は権利擁護支援センター支援検討委員会で後見人等の受任候補者調整を行います。実数値は把握していませんが、親族申立については、親族が後見人になるケースが多い傾向にあります。</p>
委員	<p>資料2の広報活動について、障害支援専門員が海部圏域は100人くらいいるのですが、各施設で成年後見制度を理解している人は少ないです。直近の事例で言うと、相談員が担当している利用者が借金をかなりしているケースがあり、それは成年後見制度でいいと話していました。成年後見制度が何をするのか理解していない人が多いと思われまので、広報啓発に力を入れるべきだと感じています。</p>
委員長	<p>(3) 情報提供 海部地域消費生活センター 議題(3)、本日海部地域消費生活センターの高橋智美様にお越しいただいています。判断能力が低下した高齢者や障害者が消費者被害によって利益を侵害されることを防ぐことや、消費者の安全確保については、当協議会においても関係機関との連携が必要であると考えています。このことから、令和7年4月1日より当協議会は消費者安全確保地域協議会を兼ね、消費生活上特に配慮を要する高齢者や障害者の方々の見守りなどについて必要に応じて情報交換や協議を行うこととしています。先ほど事務局より説明がありました中核機関及び権利擁護支援センターの事業計画にある消費者の安全確保の取り組みを踏まえ、これからの時間は、海部地域消費生活センターからの消費者被害などの取り扱い事例についての情報提供をしていただきます。それでは高橋様、よろしくお願ひします。</p>
生活相談員	<p>資料「相談状況および事例報告」説明</p>
委員長	<p>貴重なお話をありがとうございました。せっかくの機会ですので、委員の皆様の中でご意見やご質問などがありましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>私から質問させていただきます。月130件ぐらい相談があるというお話で、結構あるなという印象ですけれど、何名ぐらいの相談員の方で対応していますか。</p>

生活相談員	<p>相談員は普段週4回勤務の相談員3名であっております。</p> <p>電話相談が毎日1人あたり5,6件はあります。突然の来訪者もいます。消費生活センターは2017年設立ですけれども、設立当時は相談件数が1,300件前後で推移していましたが昨年あたりから増加しまして、今年度は相談件数が1,700件超えると予想されます。</p>
委員	<p>最近2件事例がありまして、1つがとある福祉サービス事業所の職員が、障害者に声をかけて、障害者施設を利用させるという事例がありました。かつ、通所している利用者にお金を渡して、障害者の知人を誘導させたり、その利用者にお金を貸し付けて、辞めさせないようにしている事業所があると聞いています。</p>
生活相談員	<p>福祉サービス事業所ということは届出をして、事業所を構えているところが、積極的に勧誘をして、自分の事業所でサービス利用契約を結ばせて、お金も貸している。そして辞めさせないようにしているということですね。</p>
委員	<p>支援者が障害福祉サービス事業所の担当相談員に確認したところ、障害福祉サービスを選んだのは本人だから問題ないということと言われたらしいのですが、それでよいのかという疑問があります。</p> <p>実際キャッチセールスを受けて、少し付きまといわれて困ってしまった障害者もいます。その人は後に連絡先を聞かれて、電話がかかってきたそうです。そのことを相談員の方に話したところ、電話を取らない、相手にしてはいけないということを伝えられたとのこと。ただその方自体が怖くなってしまい、町を歩けなくなってしまったようです。</p>
委員	<p>もう1つが生活介護とグループホームの事業所を運営している障害福祉サービス事業所が、利用者が関連法人の障害福祉サービスを利用しないとグループホームの退去を勧奨する、という事例です。</p> <p>実際、その関連法人のサービス事業の通所サービスの利用者は、事業主から入所時に約束していたので変わってくださいと伝えられたそうです。</p>
生活相談員	<p>障害福祉サービスを選ばなくしている事業所があるということですね。グループホームに入所していると、自分の好きなサービスを選ぶことができなくなるというわけですね。</p> <p>もう他のサービスは使わないで、関連法人のサービスだけにして下さいという風に迫られたわけですね。</p> <p>そういったケースで、もし消費生活センターに相談が入ったら、まず契約時にどんな説明を受けたか、どういう契約書になっているかということ聞き取ります。あとは例えば、本人の意向が事業所を辞めるということであれば、辞めるかどうかは本人の選択ということにできます。</p>

生活相談員	消費生活相談は本人がどうしたいかということを元にアドバイスをしています。そのため最初のキャッチセールスみたいなことを福祉サービス事業所が行っていたので、本人がどう思っているかは分かりません。ただお金の貸し借りだと、恐らく法律で色々なルールがあると思います。
委員	<p>現在補助人として金銭管理をしている男性がいます。私とその男性の補助人就任前、相続財産としてあった800万円を家のリフォームに使いました。その後、何かの経緯がありリフォーム代としてさらに2,000万円を使ってしまいましたので、結果的にはリフォーム代として2,800万円使っていました。私が約4年前に補助人として支援を開始した時には、使うことのないような立派なテラスがありました。</p> <p>また、リフォームされている形跡があったお風呂場は、現在排水ができない状態であるのと、ガスの配管が外に出たまま、一応外に漏れないような器具が付いている場所もあります。</p> <p>ずさんなリフォーム工事と言わざるを得ず、補助人が選任される前に支援者が工事した業者に連絡を取ろうとして、男性が所持していた契約書を全部確認しました。</p> <p>工事の内容は、普通の家には不要のものでした。工事をした業者に連絡を取ろうと電話をしてみました、つながることはありませんでした。</p>
生活相談員	リフォーム代金は現金で支払っていましたか。
委員	現金で払っていました。早くに介入できればよかったと思っています。
生活相談員	工事した業者と連絡がつかないと消費生活センターは本当に無力です。ただし、業者が現在も営業しているような状況であれば、古い契約でも、例えば工事一式、外装塗装一式、舗装一式と書いてあっても、どの範囲でやるのか、どの材料を使うのかということなどが具体的に記されていないと、書面不備としてクーリングオフという交渉を進められる場合があります。ただその時既に業者がなくなっていることが多いので、業者と連絡がつく、また、分割払いで現在も支払いをしている途中であると交渉ができる場合がありますので、必要に応じてご相談ください。
委員	もう一点、判断基準の部分でお伺いします。後見人はともかく、保佐人や補助人が支援していた被後見人等が、ショッピングローンで買い物をしたが、だまされて買物したのも全て取り上げられて、売り飛ばされてお金は全て無くしてしまい借金だけが残った、というケースがありました。この場合は自己破産の手続きを取らざるを得なくなったのですが、防ぎようがないとは思いつつも、もう少し早めにわかっていたらよかったと思います。
生活相談員	契約できる能力はありましたか。

委 員	<p>その時は契約できました。今は契約できないと言っても、知らない間に契約されてしまい、隠されている場合もあります。どうにもならなくなってからパニックを起こす、ということもあります。</p>
生活相談員	<p>買物の際ローンやクレジットカードを使うというケースでは、信用情報機関に、浪費癖があるので審査を通さないで欲しいというような本人申告という制度をお勧めすることもあります。お金を借りるときや買物をするときは、信用情報機関にクレジットカード会社やローン会社が、貸し倒れないか、支払い状況はどうかと照会するのですが、本人の申告として浪費癖がありますという情報を入れておいてもらおうと、審査に慎重になると聞いています。ただ、これについては本人が申告をしなければなりません。</p>
委 員	<p>補助人には代理権があるので、被補助人に代わり手続きができるのかもしれませんが。代理権の中に、スマートフォンなどの情報機器の契約の項目がなく、解除項目に債務の解除というところがあったのでその手続きを行ったことはありました。しかしながら、結局解約するところから、カードを作ったり借金やローンを組んでキャッシングをするという形に広がってしまったので、補助人にとっては支援が難航することがあります。</p>
生活相談員	<p>消費生活センター専用窓口というところもありまして、普通の消費者だと問い合わせできないようなところで、より問い合わせできるケースもあります。今のような本人に判断能力問題があって、ご自分でできないことだこのような専用窓口を活用できます。クーリングオフの期間内であればよいかもしれませんが、第三者がそれを分かった段階ではもう期間を過ぎていて、なんともしようがないことがあるのは確かです。</p> <p>事が分かった時点で来ていただくか、恐れがあるので何か予防する方法ないかっていうのも一緒にまた考えますので、ぜひご相談をお願いします。</p>
委 員 長	<p>以上で議題（3）、情報提供を終了いたします。その他委員の皆様から何かご意見等ございますでしょうか。では、議題については全て終了といたします。皆様のご協力のもと、スムーズに議事を運ぶことができました。ありがとうございました。それでは事務局へ進行をお戻しします。お願いします。</p>
社会福祉課長	<p>ありがとうございました。最後に次第のその他としまして、次回の第2回権利擁護支援連携協議会についてご連絡いたします。第2回会議は令和8年2月18日水曜日、午後2時40分から午後3時40分。場所は市役所北館2-1、2-2を予定しております。日が近くなりましたら、ご案内させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。</p>